

富山県立大学学位規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 49 条第 2 項及び富山県立大学大学院学則第 21 条第 5 項の規定に基づき、富山県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 授与する学位は、学士（工学）、学士（データサイエンス）、学士（看護学）、修士（工学）、修士（看護学）、博士（工学）又は博士（看護学）とする。

(学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学学則第 49 条第 1 項の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則第 19 条及び第 19 条の 2 の定めるところにより、博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則第 20 条及び第 20 条の 2 の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

4 博士（工学）の学位は、前項に定める者のほか、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であって、博士論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも授与することができる。

(学位論文の提出)

第 4 条 修士論文、特定課題研究論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査を受ける者は、富山県立大学大学院各研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の定める期日までに所定の申請書（様式第 1 号の 1 から様式第 1 号の 4 まで）に学位論文を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前条第 4 項の規定に基づき博士論文を提出する者は、前項に規定するもののほか、履歴書を提出し、かつ、公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程の定めるところにより、学位論文審査料を納入しなければならない。

- 3 提出された学位論文及び納入された学位論文審査料は、返還しない。
(学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 前条第1項の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会の意見を聴き学長がこれを決する。

- 2 前項の規定により学位論文を受理したときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託する。

(学位論文の審査)

第6条 学位論文の審査は、当該論文ごとに研究科委員会が選出する3名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

- 2 研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。

- 3 論文審査のため必要があるときは、論文の要旨その他の参考資料を提出させることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、審査委員会が学位論文及び当該論文に関連する授業科目について口頭又は筆記により行う。

- 2 審査委員会は、第3条第4項の規定により提出された博士論文の内容が著しく不良と認める場合には、最終試験を行わないものとする。

(博士後期課程を修了しない者の学力の確認)

第8条 審査委員会は、第3条第4項の規定により博士論文を提出した者については、前2条に規定するもののほか、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための試験（以下「学力の確認」という。）を行うものとする。

- 2 審査委員会は、博士論文の内容が著しく不良と認める場合には、学力の確認を行わないものとする。

- 3 学力の確認は、口頭又は筆記により行う。ただし、審査委員会が第1項の博士論文を提出した者の学歴、業績等により、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認める場合は、学力の確認を行わない。

- 4 審査委員会は、学力の確認のため必要があるときは、第1項の博士論文を提出した者にその著書、論文その他の資料を提出させることができる。

(博士後期課程満期退学者の取扱いの特例)

第9条 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、大学院学則第20条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学の日から翌日から5年以内に博士論文を提出する場合は、学力の確認を行わないことができる。この場合において、退学の日から翌日から1年以内に博士論文を提出したときは、学位論文審査料を免除する。

(審査期間等)

第10条 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、学長は、研究科委員会の議を経て、当該期間を延長することができる。

(1) 修士論文及び特定課題研究論文 申請書を受理した日から1月

(2) 博士論文 申請書を受理した日から1年

(論文審査及び最終試験等の結果報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認が終了したときは、次に掲げる事項を記載した論文審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の学位を授与しようとする場合は、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果

(4) 学力の確認の結果(第3条第4項の規定による場合に限る。)

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告書に基づいて審議し、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認の結果並びに学位の授与の可否について議決する。

2 前項の規定による議決は、研究科委員会の委員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第13条 研究科委員会が前条第1項の規定による議決をしたときは、各研究科長は、速やかに文書でその結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 14 条 学長は、前条の規定による報告に基づいて学位を授与すべき者には所定の学位記(様式第 2 号の 1 から様式第 2 号の 8 まで)を交付し、学位を授与できない者にはその旨通知する。

(学位授与の報告)

第 15 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 16 条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 月以内に、その論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 17 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、その論文の全文を公表しなければならない。ただし、博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 博士の学位を授与された者は、前項本文の規定により学位論文を公表する場合は、本学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、その論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前 3 項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第 18 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第 19 条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

2 前項の場合において、研究科委員会が議決をするには、委員の 3 分の

2 以上が出席し、出席者の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

(細則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号の1（第4条関係）

		年	月	日
富山県立大学長 殿				
		富山県立大学工学研究科	専攻	
		学籍番号		
		氏 名		
学 位 申 請 書				
富山県立大学学位規程第4条第1項の規定により、 修士（工学）の学位の授与を申請します。				

様式第1号の2（第4条関係）

		年	月	日
富山県立大学長 殿				
		富山県立大学看護学研究科		
		学籍番号		
		氏 名		
学 位 申 請 書				
富山県立大学学位規程第4条第1項の規定により、 修士（看護学）の学位の授与を申請します。				

様式第1号の3（第4条関係）

		年	月	日
富山県立大学長 殿				
富山県立大学工学研究科			専攻	
学籍番号				
氏 名				
学 位 申 請 書				
富山県立大学学位規程第4条第1項の規定により、 博士（工学）の学位の授与を申請します。				

様式第1号の4（第4条関係）

		年	月	日
富山県立大学長 殿				
氏 名				
学 位 申 請 書				
富山県立大学学位規程第4条第1項の規定により、 博士（工学）の学位の授与を申請します。				

年 月 日

富山県立大学長 殿

富山県立大学看護学研究科

学籍番号

氏 名

学 位 申 請 書

富山県立大学学位規程第4条第1項の規定により、
博士（看護学）の学位の授与を申請します。

様式第2号の1（第14条関係）

第 号	富山県立大学長 氏 名 印	卒業したことを認め学士（工学）の学位を授与する	年 月 日	大学印	氏 名 年 月 日生	学 位 記
--------	------------------	-------------------------	-------------	-----	---------------	-------

様式2号の2（第14条関係）

第 号	富山県立大学長 氏 名 印	卒業したことを認め学士（データサイエンス）の学位を授与する	年 月 日	大学印	氏 名 年 月 日生	学 位 記
--------	------------------	-------------------------------	-------------	-----	---------------	-------

様式2号の3（第14条関係）

第 号	富山県立大学長 氏 名 印	年 月 日	卒業したことを認め学士（工学）の学位を授与する 本学情報工学部〇〇工学科所定の課程を修めて本学を	大学印	氏 名 年 月 日生	学 位 記
--------	------------------	-------------	---	-----	---------------	-------------

様式2号の4（第14条関係）

第 号	富山県立大学長 氏 名 印	年 月 日	卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する 本学看護学部看護学科所定の課程を修めて本学を	大学印	氏 名 年 月 日生	学 位 記
--------	------------------	-------------	--	-----	---------------	-------------

様式2号の5（第14条関係）

第 号	年 月 日	富山県立大学長 氏 名 印	試験に合格したので修士（工学）の学位を授与する	本学大学院工学研究科〇〇専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（工学）の学位を授与する	大学印	氏 名 年 月 日生	学 位 記
--------	-------------	------------------	-------------------------	--	-----	---------------	-------------

様式2号の6（第14条関係）

第 号	年 月 日	富山県立大学長 氏 名 印	合格したので修士（看護学）の学位を授与する	本学大学院看護学研究科の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（看護学）の学位を授与する	大学印	氏 名 年 月 日生	学 位 記
--------	-------------	------------------	-----------------------	--	-----	---------------	-------------

様式2号の7（第14条関係）

第 号	富山県立大学長 氏 名 印	年 月 日	試験に合格したので博士（工学）の学位を授与する	本学大学院工学研究科〇〇専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終	大学印	学 位 記
					氏 名 年 月 日生	

様式2号の8（第14条関係）

第 号	富山県立大学長 氏 名 印	年 月 日	に合格したので博士（工学）の学位を授与する	本学に学位論文を提出し所定の審査及び最終試験	大学印	学 位 記
					氏 名 年 月 日生	

第 号	富山県立大学長 氏 名	年 月 日	合格したので博士（看護学）の学位を授与する	所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に	本学大学院看護学研究科の博士後期課程において	学位記	
						大学印	氏 名 年 月 日生
	印						